

# 平成26年4月 人事異動

■4月1日付けで行われた村人事異動の内容をお知らせします。( )内は前職。  
引き続き新しい担当者もよろしくお願いします。

### ■課長

総務課長(兼)村づくり係長：日達 章 (住民財務課長)  
住民財務課長：津金 一臣 (議会議務局長)  
議会議務局長：北原 一幸 (保健福祉課 社会福祉係長)

### ■係長

農林商工観光課 商工観光係長：阿部 清美 (総務課 村づくり係長)  
保健福祉課 社会福祉係長：宮坂 勝治 (建設水道課 上下水道係長)  
住民財務課 住民係長：牛山 省吾 (農林商工観光課 商工観光係長)  
建設水道課 上下水道係長：百瀬 則夫 (建設水道課 上下水道係)  
教育課 社会体育係長：行田 淳一 (教育課 総務・学校教育係)

### ■係

教育課 生涯学習係：小池 祐貴 (住民財務課 税務係)  
建設水道課 上下水道係：堀 嵩 (農林商工観光課 農村整備係)  
保健福祉課 社会福祉係：平出 彰子 (教育課 図書館係)  
農林商工観光課 農村整備係：清水 悟 (教育課 社会体育係)  
教育課 図書館係：宮坂 せつ子 (保健福祉課 保育所)  
農林商工観光課 商工観光係：後藤 真一郎 (保健福祉課 社会福祉係)

### ■派遣研修職員

長野県諏訪地方事務所：五味 武彦 (教育課 生涯学習係)

### ■派遣終了

教育課 文化財係：佐々木 潤 (宮城県南三陸町)

### ■消防交流研修職員

諏訪広域連合派遣 茅野消防署：村岡 清朝 (諏訪広域連合派遣 原消防署)  
諏訪広域連合派遣 原消防署：野明 裕一 (諏訪広域連合派遣 岡谷消防署)

### ■消防交流研修終了

諏訪広域連合派遣 原消防署：塚原 裕貴 (諏訪広域連合派遣 諏訪消防署)  
諏訪広域連合派遣 茅野消防署：小泉 幸彦 (諏訪広域連合派遣 原消防署)

### ■新規採用

保健福祉課 原村診療所：佐々木 由美子  
保健福祉課 健康づくり係：金子 宏美  
教育課 総務・学校教育係：三井 洋一  
保健福祉課 社会福祉係：望月 健治  
住民財務課 税務係：行田 裕貴  
総務課 総務係：山名 晴夏

### ■退職(平成26年3月31日付)

細川 昭二 (総務課長)  
戸田 美鈴 (住民財務課 住民係長)  
小平 早都子 (保健福祉課 健康づくり係)

### □新規採用職員□



佐々木 由美子  
(保健福祉課 原村診療所)



金子 宏美  
(保健福祉課 健康づくり係)



三井 洋一  
(教育課 総務・学校教育係)



望月 健治  
(保健福祉課 社会福祉係)



行田 裕貴  
(住民財務課 税務係)



山名 晴夏  
(総務課 総務係)

## 村営墓地の使用者募集

# 村営墓地のご案内

村では、村営墓地の使用者を募集しています。

### ●久保地尾根西墓地(平成19年造成)

【墓地の場所】 原村11499-4(室内字久保地尾根)

【分譲区画数】 41区画

【1区画の面積】 1.88m×1.76m=3.30平方メートル

【分譲の種類】 永代使用権の分譲

※所有権の分譲ではありません

【分譲価格】 1区画につき380,000円(使用許可時に一括納付)

【墓地内施設の基準】

区画内に設置できる墓石等の大きさ、配置などを細かく定めています。

基準以外のものは設置することができません。

※この墓地は、原村墓地条例及び原村墓地条例施行規則により運営されます。



久保地尾根西墓地の風景



分譲地の位置



墓地区画(西)

水場

物置き

草捨て場

### ◎使用者の資格(次のいずれかに該当する方)

■原村に住所を有する方

■原村に本籍を有する方で、原村に住所を有する世帯主を墓地管理人(※)に定めることができる方。

※墓地管理人は、使用者が墓地を管理できない場合や使用者に連絡がつかなくなってしまった時などに、使用者に代わって墓地を管理することをご承諾いただける方です。

### ◎墓地の管理について

・墓地の共用部分の管理は村が行います。(墓地区画内の管理は使用者個人でお願いします)

・墓地使用者は、1区画あたり年額1,000円の墓地管理料をご負担いただきます。

### 問・申込先

総務課企画係 電話79-7942(直通)

## もくじ

■村営墓地のご案内	2
■平成26年4月人事異動	3
■平成26年度農政補助事業	4-5
■農作業事故に注意しましょう	6
■農業委員会からのお知らせ	7
■建設水道課環境係からのお知らせ	8
■保健福祉課社会福祉係からのお知らせ	9
■くらしの情報	10-13
■行政情報	14-15
■保健・福祉の掲示板	16
■くらしのガイド	17
■はらむらとぴつくす	18-19
■はじめましてもうすぐ2才です	20



### ●表紙写真/「八ヶ岳自然文化園、座禅草」

八ヶ岳自然文化園芝生広場の脇にある湿地帯に今年も座禅草が咲きました。座禅草は、中の花が座禅を組んだ達磨大師に見立て、その名で呼ばれています。または「達磨草」とも呼ばれています。湿地帯には、他にも水芭蕉が生息しており、5月になると花を咲かせ来場者を楽しませてくれます。

### ■人の動き

・人口	7,886人	(+34)
・男	3,922人	(+18)
・女	3,964人	(+16)
・世帯数	3,056世帯	(+35)
・転入	60	
・転出	24	
・出生	8	
・死亡	10	

平成26年4月末現在。  
( )内は前月比。

### ●有害鳥獣被害防止事業

農作物の有害鳥獣被害を未然に防止するために防護柵等を設置した農業者に対して、経費の一部を補助します。

対象資材：防護柵、防護ネットなど

補助率：購入費の30%以内

申請方法：交付申請書を農政係へ提出してください。実績報告書に領収書などが必要になります。

※JA原村営農センター資材で購入した場合は、JAが取りまとめて申請手続きを行います。

### ●カラス捕獲施設維持管理事業

地区などで管理するカラス被害防止施設の新設・維持管理に係る経費の一部を補助します。

補助率：施設の設置費、維持管理費など経費の2分の1以内

申請方法：交付申請書を農政係へご提出ください。

※新設の場合は、申請前に農政係へご相談ください。

### ●減肥栽培普及促進事業

諏訪湖や河川などの水質汚染対策として、農地から流入する窒素・リンの軽減と、肥料の購入経費削減のため、水稲や野菜などの減肥栽培を推進します。

化学肥料を慣行農法より30%以上削減していて、一筆ごとの散布量が分かること（堆肥については制限を設けません）、米や野菜、花卉を出荷していることを条件とし、面積に応じて補助金を交付します。

補助率：減肥栽培農地面積10aあたり500円

申請方法：交付申請書を農政係へ提出してください。実績報告書に栽培日誌などが必要になります。

### ●農地流動化補助事業

村内の農地の流動化を促進し、担い手の育成、遊休荒廃農地の減少を図り、地域農業の振興を担っていく体制を確立するため、農地の流動化を行った借り手農家などに対し補助金を交付します。

補助率：借受農地面積10aあたり3,000円

申請方法：対象者に交付申請書を郵送しますので、担当地区の農業委員の確認を受け、農業委員会へ提出してください。

### ●農業経営基盤強化資金利子助成事業

株式会社日本政策金融公庫から農業経営基盤強化資金の融資を受けて、経営の規模拡大や効率化を図ろうとする認定農業者の借入金利負担を軽減するため資金融資を受けた認定農業者に対して、利子助成金を交付します。

補助率：各期間ごとの融資平均残高に係る利子の条例で定める率

申請方法：金融機関または農政係へご相談ください。

### ●農業近代化資金融資利子補給事業

農業者などの農業経営の近代化を推進するのに必要な生産施設等の整備拡充をはかるため、特定の金融機関が融資を行なった場合において予算の範囲内で利子補給金を交付します。

補助率：融資に係る利子の1%以内

申請方法：金融機関または農政係へご相談ください。

事業の詳細については農林商工観光課農政係までお問い合わせください。

電話79-7931(直通)

## 平成26年度 農政補助事業

村では、高齢化などによる農家戸数の減少に伴う遊休農地化の防止、農産物の品質向上や生産者の負担軽減対策、農業生産にかかわる環境への配慮、有害鳥獣被害対策など、農業振興を図ることを目的に、次の事業に対して予算の範囲内で補助金を交付します。

### ●新規就農後継者育成支援事業

担い手の確保育成のため、先進農家や農業研修機関などでの研修により技術の向上を図り、農業後継者の育成をすすめます。

農業後継者 村内在住の農家の子弟で、就農前に自宅以外の先進農家、農業研修機関等で月15日以上研修を受ける40歳未満の方

補助率：1月あたり30,000円（1年を限度）

新規就農者 上記以外の方で専ら農業で生計を維持することを目的に新たに農業を営む計画で、就農前に自宅以外の先進農家、農業研修機関等で月15日以上研修を受ける40歳未満の方

補助率：1月あたり20,000円（2年を限度）

申請方法：研修計画書、営農計画書、履歴書を添えて交付申請書を農政係へ提出してください。

実績報告書に研修実施報告などが必要になります。

※申請前に農政係へご相談ください。

### ●野菜花卉作期拡大事業

野菜花卉の作期拡大と品質向上を目的に、パイプハウス、被覆材等の導入を進め、購入費の一部を補助します。

対象資材：パイプハウス、被覆材

補助率：1平方メートルあたり4,000円を上限に購入費の20%以内

申請方法：交付申請書を農政係へ提出してください。実績報告書に領収書などが必要になります。

※JA原村営農センター資材で購入した場合は、JAが取りまとめて申請手続きを行います。

### ●有機栽培産地確立事業

高原野菜を主体に有機栽培を促進し、環境に配慮した農業経営を目指すとともに、有機野菜栽培地としての地位を確立するため、村内で生産されたバラ堆肥の購入費及び運搬・散布費の一部を補助します。

対象資材：堆肥費及び堆肥の運搬・散布費（堆肥購入に併せて運搬・散布を依頼した場合のみ対象）

補助率：購入費などの30%以内

申請方法：交付申請書を農政係へ提出してください。実績報告書に領収書などが必要になります。

※JA原村営農センター資材で購入した場合は、JAが取りまとめて申請手続きを行います。

### ●高温障害対策事業

セルリーやハウレン草をはじめとする高原野菜やスターチスなどの農産物を夏場の高温障害から保護し、産地としての地盤をより確立するための資材購入費の一部を補助します。

対象資材：遮光シート等

補助率：購入費の10%以内

申請方法：交付申請書を農政係へ提出してください。実績報告書に領収書などが必要になります。

※JA原村営農センター資材で購入した場合は、JAが取りまとめて申請手続きを行います。

農業委員会からのお知らせ

平成25年4月1日から適用となっている、農業労働賃金・機械作業料金及び平成25年1月から12月までに締結された農地の賃借料情報についてお知らせします。

問 農業委員会 電話79-7934 (直通)

■農業労働賃金・機械作業料金 標準表

種別	作業別	金額	摘要	備考	
農作業	一般作業	810円	1時間	年間	
水田	耕起	ロータリー	6,800円	10a当り	結束ヒモ含む 運搬は別料金とする 車両1回につき 軽トラック…1,000円 普通トラック…2,000円
		代かき	一番代かき		
		二番代かき	6,100円		
	田植	一人付田植のみ	9,500円		
		機械の賃借	4,200円		
	収穫	コンバイン	19,600円		
		コンバイン グリーンタンクどり	20,800円		
		バインダー	9,800円		
		脱穀	7,600円		
	業	そばコンバイン	7,000円		
畑機械作業	耕起	ロータリー	6,800円	10a当り	
		プラウ	8,100円		
	機械マルチ掛(一人付)	1,700円	100m当り		
その他	ライムソワー(散布のみ)	3,600円	10a当り	200kg以内、肥料をほ場まで運搬しておく	
	マニアスプレッター	4,200円	2t車1台分	積み込み及び散布	
	サブソイラー	5,000円	10a当り	基盤破碎排水2m巾	
	プラソイラー	6,000円	10a当り	基盤破碎排水1m巾	

※標準労賃は、1日当たり実労働時間8時間を基準として、1時間当たりとする。

※時間、作業内容等増減する場合は、双方話し合いの上その率により算出する。

※消費税は内税とする。

※食事は自分持ちとする。

※賃金の精算(勘定)日は作業終了の末日とする。

※ほ場条件の悪い場合は割増料金とし、金額は双方話し合いで決める。

- ◎まず点検、急ぐ操作が事故を呼ぶ。
- ◎公害と農作業事故追放で住みよい郷土。
- ◎お互いに決めた事は守りましょう。

■農地賃借料水準(10a当たり)

○田の部

平均額	最高額	最低額	集計筆数	除外筆数
4,700円	9,000円	2,000円	140	15

○畑の部(畑地かんがい施設あり)

平均額	最高額	最低額	集計筆数	除外筆数
14,400円	23,000円	10,000円	42	3

○畑の部(畑地かんがい施設なし)

平均額	最高額	最低額	集計筆数	除外筆数
6,800円	10,000円	3,000円	33	3

※この情報はあくまで1つの「目安」です。土地の広さ、形状、水利等の条件により、当事者間で十分な協議をして賃借料を決定してください。

# 農作業事故に注意しましょう!

国内では農作業死亡事故が毎年400件程度発生しています。村内においてもトラクターでの転落・転倒事故による重大事故や、ハウスのビニールかけ作業中における脚立からの転落事故、斜面や足場の悪いところでの転倒事故等が毎年報告されています。トラクターの安全キャブ・フレームなどの安全対策が講じられた農業機械の導入や農業機械の定期的な点検、農作業事故の約7割を占める高齢者の方は特に自らの心身機能の状態を意識して余裕をもった作業を心掛けるなど、農作業事故を起こさないように注意しましょう。

■村内の農作業事故原因別発生件数

(単位:件数)

年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
トラクター	0	0	0	0	2	1	1	0	1	0
耕運機	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業用自動車	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
コンバイン	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0
動力草刈り機	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電力カッター・チェーンソー	0	1	0	0	0	1	1	1	0	0
噴射器(動力)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の農作業	1	2	5	7	3	6	5	3	2	2
合計	2	4	6	7	5	8	7	5	4	3

## 原村農業者労働災害共済に加入しましょう

原村農業者労働災害共済は、農作業中にけがをした場合に共済見舞金を支給する、村独自の制度です。もしもの事故に備えてご加入ください。

- ◎加入金及び掛金  
世帯・法人単位で経営耕作面積に応じ、年間650円~1,250円。雇用者がいる場合は1人300円で加入できます。(ただし、同居でも世帯分離している場合は、別に参加する必要があります)
- ◎共済の内容  
医療共済見舞金(治療に要した費用の支払い)、休業見舞金(休業した分を補てん)、障害共済見舞金(障害が残った場合の補償)、遺族共済見舞金(死亡した場合)
- ◎ケガをしたら  
7日以内に医師の診断を受け、1か月以内に農政係までご連絡ください。

詳細については、農林商工観光課 農政係までお問い合わせください。

電話79-7931(直通)

平成26年6月以降に

## 臨時福祉給付金が支給されます

平成26年度分の村民税(均等割)が課税されない方は、臨時福祉給付金の給付対象者となる可能性があります。

### ① 臨時福祉給付金とは?

消費税率が8%へ引き上げられたことで、所得の低い方々への負担の影響を考慮し、暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金を支給する予定です。

### ② 給付対象者

平成26年度分**村民税(均等割)が課税されない方**が対象です。  
※ただし、ご自身を扶養している方が課税される場合や生活保護制度の被保護者などは対象外です。

### ③ 給付額

- 給付対象者1人につき **1万円**
- 給付対象者の中で下記に該当する方は **5千円** を加算
  - ・高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給者など
  - ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など

### ④ 申請手続き

- ・申請先は、基準日(平成26年1月1日)において住民登録がされている市町村となります。
- ・申請、支給手続きについては、現在準備中のため申請書の受付は6月末以降になります。

## 「子育て世帯臨時特例給付金」のご案内

消費税率の引上げに伴い、子育て世帯の家計への負担を減らし、消費の下支えを図るために、児童手当を受給している方に、「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。  
この給付金を受け取るには、平成26年1月1日時点で住民票のある市町村への申請が必要になります。対象となる方は、申請期間内に申請していただくをお願いします。

### 支給要件

#### 支給対象者

次のいずれの要件も満たす方

- ①平成26年1月分の児童手当・特例給付※を受給
- ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満

※特例給付とは、児童1人当たり月額一律5,000円が支給されることをいいます。  
※平成26年1月1日に生まれた児童について、平成26年2月分の児童手当・特例給付を受ける方を含みます。ただし、対象とならない場合もあります。

詳細については、広報はら6月号でお知らせします。

ご不明な点は、下記の連絡先までお問い合わせください。

保健福祉課社会福祉係 電話79-7092(直通)

～原村住宅リフォーム促進事業補助金のご案内～

## 住宅リフォーム補助金

皆さんが安心して住み続けられる住まいづくりと、村内住宅関連業者の振興及び、地域経済の活性化を図ることを目的に、住宅リフォームの工事に必要な経費の一部を補助します。

### 補助要件(次の全ての要件を満たす必要があります)

- 村内に住居登録していること
- 過去に当補助を受けていないこと
- 村税等を滞納していないこと
- 村内の施工業者が工事を行うこと
- 申請年度内に工事完了実績報告書を提出することができること
- ※事務所・ペンション等の併用住宅の場合は、自己の居住部分に限ります。

**補助金額** 50万円以上の住宅リフォームに対し、一律10万円 ※1棟の住宅に対し、1回限りの補助です。

### 《注意点》

補助金の交付申請は、工事着工前に済ませてください。工事着工後の申請は、受け付けできませんのでご注意ください。実績報告書は、工事完了後30日以内または、申請年度の3月31日のいずれか早い日までに必ずご提出ください。

### 補助対象となる工事内容一覧

工事	工事内容
木工事	天井・壁・床の修繕、間取り替え等
屋根工事	屋根葺き替え、雨漏り修理、雨樋取り換え等
外装工事	サイディング工事、吹付工事、コーキング補修等
サッシ工事	玄関ドア取替え、サッシ取替え、ガラス工事等
内装工事	クロス貼替え、クッションフロア貼替え、畳替え等
建具工事	建具取替え、襖貼替え、建具金具の取替え等
左官工事	京壁塗り替え、タイル張替え、モルタル補修等
塗装工事	屋根塗り替え、外部・内部塗装等
電気工事	スイッチ・コンセント・電灯の増設、回路・アンペアの増設等
設備工事	住宅設備は、建物のリフォーム工事に伴って発生する設備に限る。 設備製品等のみの取替え、新設は対象外。

### 補助対象とならない工事一覧

- 外構工事(フェンス・塀・舗装・植栽・雨水排水等)
- 車庫、物置等の工事
- ハウスクリーニング、排水管清掃等
- 建物のリフォームを伴わない下水道、合併処理浄化槽工事
- 太陽光発電の設備工事
- 申請者が自ら行うリフォーム工事
- シロアリ駆除、その他の防虫や消毒等の薬品散布・塗布
- 消火器等、消防用品や各種防災用品の購入・設置・住宅用火災警報器、ガス漏れ警報器 ●耐震改修工事
- 電化製品等(移動が比較的容易であり、単体で機能を発揮できる製品)の購入及び設置  
例) テレビ、冷蔵庫、食器洗浄機、電子レンジ、炊飯器、オープンレンジ、照明器具(後付型)、洗濯乾燥機、カーテン、じゅうたん等

《注意事項》当補助金以外で国、県、村から補助、融資を受けることができる工事は、対象外です。  
例) 県「信州型エコ住宅・環の住まい整備事業」  
村「障害者等地域生活支援事業」等

## 住宅の耐震診断をしてみませんか?

原村では、長野県と協力し、近い将来に発生が予想されている東海地震に備え、昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した木造住宅の耐震診断を推進しています。専門家による耐震診断(無料)を受け、地震に対する備えをおましましょう。

- 対象住宅(次のすべての要件を満たす住宅が対象です)
  - 1、昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した住宅
  - 2、木造在来工法の住宅(ツーバイフォー、プレハブ構造は対象になりません)
  - 3、個人所有の住宅(長屋、共同住宅及び賃貸住宅は対象になりません)
- 診断費用  
無料(全額補助のため、個人負担なしで受診できます)
- 診断時期 平成26年度中
- お申込み方法  
平成26年6月6日(金)までに、申込用紙に必要事項をご記入のうえ、建設水道課環境係にご提出ください。※申込用紙は、役場2階 建設水道課環境係窓口にあります。  
また、ホームページからダウンロードもできます。  
ホームページアドレス <http://www.vill.hara.nagano.jp/>



問い合わせ先 建設水道課環境係 電話79-7933(直通)